

## 南知多町小学校再編委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町小学校再編委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 南知多町立小学校の再編を円滑に行うために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育計画に関する事項
- (2) 施設・設備に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 学校運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、再編に向けて必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人程度で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) 町長部局を代表する者
- (5) 教育委員会を代表する者

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は委員の互選によりこれを定めるものとし、副委員長は、委員長が任命する。

4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討部会)

第5条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会を立ち上げた日から所掌事務が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。